政令第百八十号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第百三十九号中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改める。

本則に次の一号を加える。

四百三十七　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）

附　則

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。ただし、第百三十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　谷垣　禎一

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十一号

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百八十二号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十八号）の施行に伴い、及び大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「施工する者」の下に「（特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者を除く。）」を加え、「の場所」を「に係る建築物等若しくは特定工事の現場」に改め、「、特定工事に係る建築物等」及び「並びに関係帳簿書類」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7　環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の発注者に対し、法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第一項の規定による調査について報告を求めることができる。

8　環境大臣又は都道府県知事は、法第二十六条第一項の規定により、解体等工事の受注者に対し法第十八条の十七第一項の規定による調査について、自主施工者に対し法第十八条の十五第一項第四号から第七号までに掲げる事項、同条第三項の環境省令で定める事項及び法第十八条の十七第三項の規定による調査について、それぞれ報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等、解体等工事により生じた廃棄物その他の物及び関係帳簿書類を検査させることができる。

第十三条第二項第二号中「第十八条の十八」を「第十八条の十九」に改める。

附　則

この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

環境大臣　石原　伸晃
内閣総理大臣　安倍　晋三

条　約

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第五号

投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定

日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府は、

日本国、大韓民国及び中華人民共和国（以下この協定において「全締約国」という。）の間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

一の締約国の投資家による他の締約国の領域内における投資のための安定した、良好なかつ透明性のある条件を作り出すことを意図し、

投資の相互の促進、円滑化及び保護並びに投資の漸進的な自由化が、事業に係る投資家の自発的活動を促進することに貢献し、及び全締約国間の一層の繁栄をもたらすこととなることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、